第3回盛岡地方裁判所委員会,第3回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

5月17日(月)午後2時~午後4時40分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

家子洋子, 石川悌司, 石橋乙秀, 岡崎正道, 笠川さゆり, 熊谷富民子, 小池覚子, 酒井明夫, 塩村公子, 田中康郎(委員長), 高橋譲, 鷹觜紅子, 藤原良夫, 丸山仁, 村上満男, 吉田誠一(五十音順,敬称略) (盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

池田地裁事務局長,志村家裁事務局長,齋藤民事首席書記官,佐々木刑事首席書記官,富山首席家裁調査官,櫻井家裁首席書記官,宍戸家裁総務課長,石川地裁総務課長,由口地裁庶務係長,泉家裁庶務係長

- 第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事
 - 1 開会(総務課長)
 - 2 開会あいさつ(田中委員長)
 - 3 前回意見に対する検討結果等

意見交換に先立って,前回の意見に対する裁判所の検討事項及び検討結果について (1), (2)のとおり庶務担当から報告があり,(3)のとおり質問等がなされた。

(1) 裁判所の広報の在り方に関する検討事項

パンフレット等の配布先について,効果的な場所や関係機関等の的確な選定裁判官の「出張講演」先について,小・中学校,PTA,老人会等への拡大裁判所の見学・裁判傍聴の市民等への積極的な周知方法

一般市民を対象とした「公開講座」の開催

法教育に対する主体的なかかわり方(特に,学校教育との連携)

インターネットのHPの工夫

マスコミへの業務内容等の提供(情報発信)

多重債務に関する説明会の周知方法

各種申立書等の書式やひな形,手続等の説明文を交付していることの周知方法

不動産競売情報のファクシミリサービス,インターネットサービスの利用促進 以上の検討事項については,できるものから順次実行していくこととし,検討結 果は,いずれ委員会の席上において報告したい。

(2) 日常業務における接遇,施設・設備等に関する検討結果について

庁舎内に「市民の待合室」を確保するようにしてはどうかという意見について 裁判所は、社会的紛争等に係る一定の利用目的を持って来庁する場であること やプライバシーの保護を図る必要があることなどいろいろと微妙な問題がある。 そのような見方もあることから、なお、多角的かつ慎重な検討が必要である。

受付相談態勢の強化を図る必要があるとの意見について

受付相談から申立て等諸手続へのスムーズな移行ができるようにするため,事件を扱う部の申立受付窓口で直接相談を行えるように見直した。なお,1階の受付相談センターは,視聴覚機器を備えるなどして,相談者への手続案内等を行うブースとして活用する方向で検討中である。

来訪者のプライバシー保護を図るべきであるとの意見について

現在,待合い場所としている玄関ホールの一角について,一時的な措置としてある程度の目隠しを施した。今後,よりプライバシーが守れるような措置を計画中である。また,廊下の待合い場所については,1階の受付相談センターなどを利用していただくことを考えている。

案内係を配置した方が良いとの意見について

新たに専属の職員を配置するのは難しい実情にあるので、全職員に利用者の視点に立って案内を行うよう指導の徹底を図ることにした。また、庁舎全体の案内表示を分かりやすくするよう更に総合的な検討を行いたい。

電話による相談に応ずるべきであるとの意見ついて

相談担当者による手続教示の誤りや相談者に誤解を生じさせない適切な相談業務の運営という観点から,双方が直接対面して相談に応じる必要がある。また,限りある電話回線を長時間にわたって占有することは,その他の業務や別の関係者との対応に支障を来す場合があって問題が残るとの結論に至った。そこで,電話回線を利用したサービスとして,テレホン・FAXサービス又はインターネットによる手続案内等を充実させるとともに,その利用促進を図っていきたい。

(3) 検討事項,検討結果に対する質問等

○ この種の委員会では,議論してもそのままになってしまうことがよくある。今回,具体的に検討結果を説明していただいたことは非常に有り難い。具体的に何ができて,何ができないかは,これからの審議にもかかわってくることなので, 是非文書の形で示していただきたい。

(庶務担当) この場での説明内容については,可能な限り文書の形で示していきたいと考えている。

○ 「市民の待合室」の問題で、「なお多角的かつ慎重な検討が必要」という説明があったが、ちょっとお役所的かなという気もした。こういう形で結論が先送りになることがあるのかとも感じるので、今後どう検討していくのかということも

教えていただきたい。電話相談の問題についても、問題があるのでできないという説明だったが、どこに問題点があるのかもう少し分かるような形で整理していただければ、理解が深まるので、その点について更に議論をしたい。

前回,裁判官は権威的で常識がないなどと言われることがある点や裁判官の私生活が規制されていないかといった点について裁判所の考え方を尋ねたが,差し支えない限度でこれらについて伺いたい。

○ 裁判所の委員としてお話したい。裁判所が権威的だと言われている場合に,裁判所の本来の役割を考える必要がある。裁判所は法律を解釈適用して,紛争の解決をしていくのが一番の役割,機能だと思う。その活動をする場合に,国家機関の一つとして権威とか,オーソリティーを持っていることは必要なことである。その場合に権威的であると言われるのはむしろ自然なことであって,逆に権威がないと言われることの方がよくない。そういう面に着目すると,権威があるということは必要なことで,裁判官や裁判所職員がそのような考え方に立って仕事をすることは決して悪いことではない。

ただ,反面,裁判所が大きな権限を持っていることを考えると,当事者に対して威圧的であったり,あるいは不遜な対応をしたりということがあってはならないということは,そのとおりであろうかと思う。

先ごろ立法の不作為について違憲の判断をする地裁レベルでの判決や,週刊誌の発刊の事前差止めをする仮処分事件の判断が出された。裁判官にそのような権限が与えられているということ自体は司法の役割,機能に属することであり,ある意味では権威の表れだとは思うが,その権限をどのように行使していくかということがそこで問われているのではないかと常に考えている。

その権威のとらえ方という点では,職員の何人かに話を聞いてみたが,今述べたのと同じような意見であった。

一つご紹介したいのは、裁判所で行われている新人教育についてである。この教育においては、裁判所においでになる方というのは一生の一大事を抱えて紛争解決に来られるので、職員はその当事者の気持ちを常に考えて対応しなければいけないということが強調されている。日々そういう紛争を取り扱っていると、それが当たり前のことのようになり、1件1件での対応がおざなりになってしまいかねないということを戒めたものであるが、私自身はこの点を非常に重く受けとめている。法廷は真剣勝負の場であり、特に法壇に立ったときには背筋をぴっと伸ばして緊張感を持って審理に臨まなければならないと言われている。裁判所としては、当事者が紛争解決のために選んだ議論の場を最善のものとすることができるように常に心がけ、当事者の紛争を根本的に解決できるようにすることが必要であると自覚している。

また,当事者の一方が,訴え提起前に,相手方に対し,裁判所で紛争を解決しようという趣旨で,「石割桜のもとで話をするべ」という話をして事件が裁判所に係属した例があった。今後とも,県民が裁判所を積極的に身近なものとして利用しようという形になってくれればよいと考えている。

なお,裁判官の私生活が不自由であるなどと言われることがあるが,裁判官も

居酒屋に行くこともあるし,裁判官の私生活がそれほど不自由だと感じたことはない。

裁判官が個人的に親しい人とプライベートに居酒屋に行って,オフレコで事件 のことを話すということはあるのか。

私が受け持っている個々の事件についての情報をお伝えすることはできない。しかし、法律などについての一般的な見解はどうであるかというお尋ねであれば、一般論として法律の解釈とか適用についてお答えするのは差し支えないと思う。仮に、社会的に注目を浴びているような事件を担当している場合には、万一の発言の影響を考えると、自分がそれについての発言をすること自体を差し控えなければならないこともあるのではないかと考えている。プライベートにお話しできる内容と程度については、今述べたような点を踏まえた上で、誤解や問題が生じないように配慮しながら判断していくことになる。

○ 裁判官の私生活ということに関連して,事前配布資料の「TOHOKU」という広報紙に夫婦裁判官の記事があるが,私も差し支えない限度でそれに類したお話をしようと思う。

私も夫婦で裁判官をしているが、盛岡に転勤した当初に大変だったのは、支部へのてん補であった。盛岡では水沢、宮古、二戸の三つの支部へ本庁からそれぞれ裁判官が通って支部の事件を担当しているが、私共のところでは、毎週1泊2日で夫が支部に出かけてしまうので、週5日のうち3日しか家事育児を分担してもらえずなかなか大変であった。ただ、そういう状況にあるのは自分だけではないし、裁判所の中でも共働きをしている関係でいるいろと配慮していただいているので、何とか続けられている。

裁判官に私生活上においても緊張感があるのかという話があったが、休日に家族と出かけた先などでは、やはり当事者の方には余りお会いしたくないという気持ちはある。第一には、当事者の方はいろんな紛争を抱えて裁判所に来られるわけで、担当する裁判官はその中身を全部分かっている。そういう人に会うことは、当事者の方も少し嫌な思いをされ、会いたくないのではなかろうかということがある。次に、私生活の部分はやはり仕事の面とは切り離しておきたいというところもある。そういう意味では、制約とまでは言えないにしても、日常生活で少し気を遣っているかなということはあるかもしれない。先程、居酒屋の話が出たが、居酒屋であれ、レストランであれ、私も普通に出入りしているが、入るときに事件関係者がいないかどうか無意識にチェックしてしまうようなところはある。もし当事者の方がおられれば、その店に入るかどうかをやはりちゅうちょするかと思う。それが緊張感であるということであれば、それがないわけではないが、それはこの職業の宿命のようなものである。

ただ、普段の日常生活ではそのようなことをそれほど意識しているわけではない。休日などは皆さんと同じくごく普通の生活をしている。子供がいるので、例えば学校でPTA活動にかかわることなどもあり、そのような活動をしていると地元になじめるし、いろいろな方と知り合える。裁判所と家だけを往復しているのではない生活というものがますます広がっているという実感を持つ。

- 裁判官の権威という問題についてであるが,法廷における裁判官には権威があって当然であろう。市民が一番知りたいのは,今述べられたような裁判官の日常の葛藤の部分である。それが国民に見えてくることが開かれた司法につながっていくと思っているので,ただ今の裁判官の私生活に関するざっくばらんな発言を非常に評価したい。開かれた司法制度への改革という声が徐々に浸透し始めた証でもあろう。裁判所の仕組みやハードウェアが変わっても,人間が変わらないことには開かれた司法というのも出てこない。裁判官の生の声が市民に伝わる形で示されるような今回のような機会がどんどん出てくるということを私は非常に歓迎したい。
- 裁判官について,権威的であるとか,常識がないのではないかといった点が話 題になっているが,裁判官も検察官も弁護士も,いわゆる法曹三者は元々の出発 点は同じである。同じ資格試験を受けて,司法修習生として同じ修習を経て,各 人の希望によって検察官なり,裁判官なり,弁護士なりになる。ただ,裁判官と 検察官,弁護士とはその職務内容が若干違う。検察官と弁護士というのは,当事 者である。証拠を集めて裁判所に提出するのが当事者の仕事,裁判官というのは 提出された証拠を見て判断するのが仕事である。要するに裁判官は能動的な活動 をするわけではなくて,仕事自体はあくまでも受動的なものなので,職務の性質 が当事者とは少し違う。特に検察官は,被疑者,参考人の取調べを行う。取調べ に当たっては,犯罪のことだけを聞いているわけではない。限られた時間の制約 の中で,1対1の会話を通して,いろいろなテーマを引き出す作業をしている。 被疑者は,それぞれ人生を背負ってきているわけで,これまでの様々な経緯を聴 取する中で人それぞれの人生観に触れ,そうした1件1件の事件を通じて,検察 官自身も勉強をしてきているという言い方ができるかと思う。弁護人も含めて当 事者の仕事というのは,判断権者として我々の集めた証拠を判断する人に,判断 しやすいような形の証拠を集めるのが仕事だと思っている。世間の常識にかなっ た判断がなされるように努力するという形で仕事をしているし,そのようなプロ セスの中で社会的常識も培われているものと思う。
- 弁護士もやはり権威的であると思われているところもあるし、世間からも少しずれていると思われているのかもしれない。法律というのはいわば建前の部分があるので、職業柄それを持ち出すと、きれいごとはよく知っているが、実際に世の中がどれだけドロドロしたものかということを分かっていないと依頼者から言われる。その意味では、依頼者のために全力を尽くすにしても、建前を持ち出す弁護人にとっては、比ゆ的に言えば依頼者が敵みたいになるところがある。そのために、まず依頼者に鍛えられ、次に相手方の代理人や当事者に鍛えられ、更には裁判官にも鍛えられるという、つまり弁護士には三つの敵がいるかのようには裁判官にも鍛えられるという、つまり弁護士には三つの敵がいるかのようには裁判官に比べれば社会の中で仕事をしているだけに市民感覚は近いものがあるのかなと思うが、自戒はしている。弁護士も人数が少ない上、敷居が高いと思われているのはよく分かっているので、何とかしたいという一般的な意識はある。

裁判官は、弁護士や検察官によって料理されたものを見るという仕事の性質上、やはり謙虚に物を見ていただきたい。裁判官に限られたことではないが、だんだん慣れてくると、予断と偏見が生まれてくる。これが一番よくない。自分の反省を含めて言えば、謙虚に物事を見なくなっていくところに問題が生ずるように思う。

飲んだ席であるとは言え,裁判官から,おまえに勝たせてやったから 1 億円もうけさせたみたいなことを言われると,裁判官というのはそういう意識なのかなと思ってしまう。自分たちがそれだけすごいことをやっているんだという意識であろうが,謙虚さに欠けている。一方,裁判官は,やはり人の目を気にするところはあると思う。弁護士も大体同じであるが,変なところには入っていけないし,人の目は気になる。そういう意味では,法曹三者というのは,世間からちょっとずれた,いわゆるまじめなところでやっているのかなというふうに意識している。

飲んだ席であるとは言え、ご紹介のあったような発言があったとすれば、それは裁判官にあってはならないことだと思う。また、ご指摘のように、本当の真実の姿がどのようなものかという点については、確かに裁判官に見えないとしまると思う。当事者の主張あるいは証拠から見えてくるものと見えてこないものがあるということを、きちんと見きわめをする必要があると思う。裁判官があるということを、きちんと見きわめをする必要があると思う。裁判官の法国を担合の場所とは別に、民事訴訟では、ラウンドテーブルあるいは、国室という場所で当事者とひざを突き合わせて意見を交換することがよくある。裁判官はそのような場で、普通の市民生活の場面では知ることがないような出来事や問題を知らされることがよくある。紛争に係る本当の真実がどうなのかを知ったり、またその解決をどうしたらいいのかを考えたりするには、それなりの知識、経験が必要であり、そういう意味では、裁判官には相当程度の洞察力が求められている。裁判官は、それを持てるように日々努めているので、「裁判官には社会常識がない」というふうに言われると、それは当たっていないのではないかと反論をしたくなってしまう。

○ 裁判官の市民生活にかかわる生の声を聞くことができて、ここに来てよかったと思う。広報誌「TOHOKU」には、裁判官の一日という記事が掲載されている。私も子供がまだ幼いので、子供を抱いている裁判官の写真を見ただけで同じ父親として共感を抱いてしまう。本来、裁判官であっても家に帰ったら、そこでは父親であり、母親であるというのは当たり前のことであるが、一般にはその部分はやはり切り離されて考えられてしまう。しかし、裁判官にも、一般市民として、当然いろいろな悩みを持ち、苦労しながら頑張っているという姿があると思う。その部分が一般に形として見えるということは、裁く側の人間がどういう人たちであるのかということがイメージされるという意味においても、非常に大きいものがある。

裁判官の私生活という点もさることながら,裁判所の方々が仕事を通じて得た 人間性なり価値観を我々に伝えていただけると,裁判所がより身近に感じられる のではないかと思ったことがあるので付言したい。 盛岡市では,生徒指導を健全に進めていくために,学校,PTA,社会教育団体,少年補導員等で組織する「盛岡地域生徒指導研究推進協議会」を設置している。この会議に参加した家庭裁判所調査官から,貴重な発言があった。具体的には,「家裁に送られてきた子供の事情や非行の原因が何かを調査するために,子供と母親からとことん話を聞いたら,母親も子供も胸襟を開いていろいる話してくれた。その際,母親は,もう少し前にこういうふうにじっくり話を聞かせてもらっていれば,子供はこんなことはしなかったし,自分もこんなに苦しまなかった,と述懐していた。」という事例を紹介していただいた。家庭裁判所調査官がそのような発言をした趣旨は,教育関係者は,もっと子供や親の言うことを聞いてほしいということだと思う。家庭裁判所調査官が仕事を通じて得た体験,知識あるいは人間の生き方なりを我々教育関係者に示していただいたことは大変有り難いし,家庭裁判所が大変身近に感じられた。このような話をいろんな場で披れきしていただければ,社会の改善にもつながるし,人々の生き方を変えていくことにもつながると感じた。

4 意見交換

協議テーマ「裁判所は身近に感じられますか。」について,次のような意見交換がなされた。

(手続案内・相談の在り方について)

○ 広報誌「TOHOKU」には,「簡易裁判所の民事受付センターで気軽に相談に応じています。」とか,「窓口には簡単な訴訟等であれば書式が置いてあります。」という記事が載っている。また,FAXサービスについても紹介している。恐らく市民のニーズは二分化している。ファクシミリなどの機械にはなじめなくて,人から説明を聞いて手続を執りたいというニーズがある一方で,自宅でインターネットを通じて行いたいというニーズも出てきていると思う。

昨年,インターネットで確定申告をしたが,必要事項を入力すると見事に税務書類が出来上がってくる。裁判所では,テレホン・FAXサービスが実施されているということだが,裁判手続に関しても,確定申告と同じようなインターネットサービスができるのか聞きたい。

- ○(庶務担当) FAXサービスでは,各手続について書式例を載せているので,申立ての書式を取り出して所要事項を記入することにより,簡単に申立てを行うことができる。実際そのような形で申立書を作成して来る方もいる。インターネットの関係では,最高裁判所のホームページ上に各種手続の書式を図形データとして掲載しているが,インターネット上で編集して申立てができるような形にはなっていない。
- 家事,簡裁民事のテレホン・FAXサービスを試そうとしたが,いたずら電話だと思われても困るので途中でやめた。委員会の場で体験してもよいのではないか。
- 〇(庶務担当) テレホンサービスでは,リーフレットに記載された電話番号に電話をかけると,電子データによる音声案内が流れ,その案内に従って知りたい内

容に応じた番号を押すとその内容の音声が流れる仕組みになっている。なお,FAXサービスも同様である。音声案内に従って番号を押すことによって必要な書式をファックスで取り出せる仕組みである。

- 資料の新聞記事にテレホン・FAXサービスの「年間の利用1,710件」とあるが,この記事は少し説明不足だと思う。利用と照会とは意味合いが異なる。 実際にFAXサービスにより申立てがなされたケースはあるのか。
- (庶務担当) 申立ての際にFAXサービスを利用しましたという話をされる 方もおられるようではあるが、それに関する調査を行ってはいないので、データ はない。
- こういう難しい申立手続を一般市民が自らの手でできるようになれば,本当に最高だと思う。今の司法制度改革でやらなければならないことはそこだと思う。しかし,このサービスは受付手続では非常に有効ではあるものの,ある程度法律知識を持っている一部の人しか利用できないのではないか。結局は,弁護士や司法書士のところに行って手続をしてもらわないと成り立たないのではないか。裁判所が努力していることは分かるが、過大にPRすると誤解されかねないと思う。
- 〇(庶務担当) このサービスは、弁護士や司法書士が行っている法律相談業務とは趣旨が異なり、裁判所での受付手続の案内を第一の目的にしている。裁判所における手続の流れや申立てに必要な書類などについて案内しているもので、このサービスが予定している調停の申立てなどの簡単な手続については、個人で申立てをする方も数多くいる。
 - 一般市民も司法について理解する努力は必要と思うが,パンフレットを 1 枚渡されて,使いやすくなりました,簡単ですよと言われても,一般市民にとっては決して簡単なものではない側面がある。例えば,ファックスがあっても使い方を知らない高齢者などは,こういうサービスを一切受けられない。また,裁判所に書式を置いていますと言われても,ごく一部の人しか知り得ない。例えば全戸に別配布するなど強力な P R の努力をしないと,一般市民に広く普及しないと思う。
- 新聞がこういう記事をあえて掲載することは余りないと思うが、これは、裁判所の方から頼んで書いてもらったものなのかどうかを聞きたい。私は、新聞記事の全部が正しいとは思っていないし、万能の役割を期待もしていない。うそを書いているとは言わないが、本質を突いていない、あるいは肝心なところが抜けていることがある。大学の問題もよく新聞に出るが、100%正しいとは言えないことがある。この記事に関しても、肝心なところが抜けている感じがする。この記事に、「開始1年目から司法サービスの向上につながる効果があった」とあるが、具体的にどういうサービス向上につながったのか。要は、裁判所が具体的なサービス向上まで踏み込んでやろうとしているのかどうかである。裁判所は我々のここでの議論に何を期待しているのか。裁判所もいろいろと一般市民にサービスを提供するよう心がけて一所懸命努力しているということを分かってほしいということを言いたいのか。それにしては、余り役に立つほど便利にはなっていないじゃないかという反論も出ている。「裁判所は身近に感じられますか」というテーマで、こういう議論をしていていいのかという感じがする。

- 裁判所が頼んで書いてもらったとか、記者が書いてやったとか、そういった筋を外した次元の問題の立て方はいかがかと思う。新聞は一般市民にとって有益な情報を提供するという広報的役割を果たす責務もある。ミスリーディングにならない記事を書くという点に留意しつつ、広く人々に情報を知らせることの大切さに異論はないはずである。
- 私は、新聞を全否定しているわけではない。一般に新聞記事というのは本質を 突いていない、そういうものだということを言いたかっただけである。配布資料 の新聞記事は初めて目にしたが、裁判所の方から新聞社に依頼したのか、新聞社 の方から取材があって書かれたものかを聞きたいだけで、言えないということで あればそれでもよい。
- 〇(庶務担当)このサービスを導入した昨年の4月に、テレホン・FAXサービスが司法における利便性を高めるツールとして盛岡の裁判所に導入されたという新聞報道がなされたことがあった。それから1年が経ち、その後の利用状況について新聞社から取材を受けたので、客観的なデータとして1年間のアクセス件数を伝えたという経緯である。
- 先ほどテレホン・FAXサービスについて過大にPRすると誤解されかねないとの意見があったので、その関係で家裁の仕事をしている立場から、補足的に説明したい。このサービスは、簡裁と家裁の手続について案内サービスを行っているもので、訴訟を提起して、裁判で争うというタイプのものには、そもそもなじまないと思う。もともと簡裁も家裁も司法書士や弁護士を経由せずに、本人自身あるいは親族の方が申立てをする場合が非常に多い。そういう人に少しでも利用しやすくするためにこのサービスが始まったと聞いている。家裁の事件には、離婚後、子供の戸籍を自分の戸籍に移したいという申立てが非常にたくさんあるが、最近はそれらの申立ての中で、FAXで取り出した申立書を時々見掛けるようになった。また、若い夫婦の離婚が多い中で、インターネットなどで調べて申立書を書いてくる人も増えてきているようである。これらのサービスは、少しは役に立っているということを現場で実感している。
- 私の子育てサークルの会員で、FAXサービスについて、どんなものか知りたいということで、このリーフレットを持って、私のところに相談に来た人がいたので、FAXサービスはある程度普及していると思う。ただ、ちょっと知りたいと思っても、知識があって自信のある人以外は、このリーフレットを見て、知りまると思う人は少ないのではないか。市役所に聞いてみたら、知らないというので、実際にFAXしてみるのにちゅうちょした。市役所の人が知らないというのは残念であった。裁判所によるこの種のサービスが新聞記事で取り上げられるということは、実際にすぐに使われなくてもこういうサービスがあるということ自体の情報提供になるので良いことだと思う。なお、この問題とはがそれるが、裁判所職員の接遇の在り方について付け加えさせていただくと、簡明な言葉で丁寧に説明するよう心がけていただき、しかも、困ったときに一番最初に訪れる場所でそのような説明を行うようにすることが望ましいと思う。手続等については、高齢者層にも分かりやすい説明になるように工夫していただきたい。

- 県ではインターネットのホームページから書類をダウンロードできるので,便利である。盛岡市から離れた郡部に住んでいる人にとっては,FAXやインターネットを利用できるということは,すごく有り難いことと思う。裁判所のテレホン・FAXサービスについては,せっぱ詰まった状態の人であれば,これを利用せずに直接裁判所に来るとは思うが,今後の参考のために調べておこうという人にとっては非常に有効なサービスであると思う。また,広報誌「TOHOKU」に,敷金をもらえない場合のQ&Aを内容とする記事があったが,一般市民にとても分かりやすく書かれていて,非常に良い。こういったものがもっと県民の手に届けば,本当に裁判所は身近になると感じた。
- 裁判所に三つお願いがある。私も県の手続をダウンロードしてみて便利な思いをした。アクセスの方法が多様化する方がよいと思うので,まず,裁判所でも書類をダウンロードできるようにしていただきたい。テレホン・FAXサービスやインターネットが利用されれば,それだけ裁判所の職員の負担が減ると思う。

二つ目は、利用者、傍聴人への配慮として、法廷の外から見て、その法廷が公開しているかいないのかが分かるようにしていただきたい。法廷の場所もどこにあるか分かりやすいような表示を工夫していただきたい。最近、事前準備等の関係で、公開できる法廷とできない法廷がある。一般の傍聴人が法廷のドアを開けてみたら、何か全然場違いなところに来たという感じで帰っていくこともあるし、私の依頼者も帰ってしまったことがある。

三つ目は、裁判の中身を分かりやすくするという問題についても取り上げていただきたい。最初の地裁委員会で刑事裁判の傍聴をした際に、傍聴人がきちんと理解できるのかということについて話が出た。発言する声の大小という問題もあるうかと思うが、書面主義でなされているから分かりにくいという面がある。民事裁判でも、ある裁判所に離婚事件で陳述書を提出したが、書面を中心としたやり取りで終わってしまったため、傍聴人は何で急に終わったのか分からないという感じであった。これまで裁判手続の入り口部分について協議してきたが、裁判自体が市民にとって身近で分かりやすいものかどうかということが非常に大事なことと思う。それについては、「裁判の迅速化」という次のテーマの中で、裁判がどのような形で行われているかという説明もあろうかと思うので、それに関連して「市民に身近な裁判」という視点から取り上げていただだきたい。

○ 配布されたパンフレットの余部があれば、広報用に活用したいので、いただきたい。私は、女性の裁判官はほとんど独身ばかりと思っていたので、広報誌「TOHOKU」2号の夫婦裁判官についての記事にすごく興味を持った。その中で、もし転勤で北と南に分かれたらどうなるんだろうとか、子供同士の間で、親が裁判官だということが分かるとその子供自身が不自由するんじゃないかと心配になった。私たちよりもっと苦労して家庭生活を送りながら裁判官の仕事に就いているということが分かり、裁判官は、いろんな意味で社会生活に対する視野が広いと思うし、そういう方々が裁判官であれば公正な裁判をしていただけるのではないかという安心感を持った。また、裁判所というものは権威があって当然だと思う。どちらの側にも属さないで、中立の立場で、裁判しなければならないと思う。

余りにも開かれ過ぎて,権威がないというのは,私達の側からすれば逆に心配になる。どちらかというと,市民が最初にアクセスすることになる弁護士が開かれた立場にあってほしい。

- 今後の議論として,市民に身近という問題に関連して,岩手特有の問題である 「司法過疎」についても取り上げていただきたい。
- 「裁判自体の分かりやすさ」といった問題のほか,裁判所の使用する言語,言葉についての分かりやすさや理解のしやすさといった問題を採り上げてもよいと思う。例えば,テレホン・FAXサービスのパンフレットは読みやすいものなのかとか,裁判所からの呼出しの通知などは,多分ぎょっとするような言葉で書かれているものと思うが,実際はどうなのか,といったところにも関心がある。「裁判に関する言葉は理解しやすいか」といったテーマは,裁判所が身近に感じられるかどうかと関係してくると思う。

5 次回テーマについて

次回テーマは、私共であらかじめ了解している「裁判は時間がかかると思いますか。」ということになると思うが、次回の裁判所の資料説明に当たり要望しておきたい点がある。一般に裁判はすごく時間がかかると言われているし、イメージとしてもそう思われている。裁判にどれくらいの時間がかかって、その推移はどうかということを数字を示されただけでは、裁判にかかる時間が長いかどうかについての判断がつきかねる。次回の資料では、その原因の部分、つまり、裁判所内部でもっと工夫をすれば短くできるものなのか、国民の負担にかかわることではあるが、もっと予算や人員の手当てが付けば短くできるということなのか、それとも、国民の側の裁判のスピードに関する誤解や無理解に対し裁判所が十分に説明ができていないという問題であるのか、といった論点を踏まえて整理していただければ有り難い。

- 裁判費用は、1回でいくらというように回数で決まるものなのか、裁判の期間によって決まるものなのか、主婦感覚から言えば裁判費用はポイントであると思うので、その辺も協議に含めていただきたい。
- 6 第4回盛岡地方裁判所委員会,盛岡家庭裁判所委員会の開催テーマ及び日程について

次回は,10月22日(金)午後2時から盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判 所委員会のテーマを,「裁判は時間がかかると思いますか。」とし,合同開催するこ とで了承された。

- 7 閉会あいさつ(田中委員長)
- 8 閉会(家裁総務課長)